

議案第 20 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 7 の項中「別表第 1」を「別表」に改め、同表中 10 の項を 13 の項とし、9 の項の次に次のように加える。

1 0 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	心身障害児童福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「医療保険各法」の次に「（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）」を、「支給又は保険料の徴収に関する情報」の次に「（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を加え、同表の3の項及び4の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報」に改め、同表の7の項中「別表第1」を「別表」に改め、同表の10の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄」を「特定個人番号利用事務のうち利用特定個人情報」に改め、同表に次のように加える。

1 1 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
12	市長	心身障害児童福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
13	市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定並びに別表第1の7の項の改正規定並びに別表第2の7の項及び10の項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

個人番号を利用して処理する事務を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。